

国自安第272号
国自旅第425号
平成29年 3月31日
平成31年 3月29日
一部改正 令和 5年 7月 3日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の3第1号に基づき、一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下「適正化機関」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して輸送の安全を阻害する行為の防止その他法又は法に基づく命令の遵守に関し指導を行うこととされている。

今般、以下のとおり適正化機関の行う指導について方針を定めたので巡回指導の実施にあたり遺漏なきを期されたい。

1. 巡回指導の目的

適正化機関の巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的とする。

2. 巡回指導事項

巡回指導は次の各号について行う。

- (1) 許可、認可、届出等に係る事項の実施状況
- (2) 貸切バスの運行の状況
- (3) 車両管理及び施設の状況
- (4) 労務の状況
- (5) その他巡回指導の目的を達成するために必要と認める事項

3. 巡回指導計画

(1) 年間計画の作成

適正化機関は、地方運輸局等から次年度の監査対象事業者が記載された業務実施計画（部外秘）の提供を受け、当該監査対象事業者以外を巡回指導の対象として次年度の年間計画を作成する。

(2) 月次計画の作成

適正化機関は、地方運輸局等と意見交換を行い、年間計画で巡回指導の対象となった事業者の中から優先的に巡回指導を実施すべき事業者を決定する。

優先的に巡回指導を実施すべき事業者を対象として、指導員の稼働可能日数、巡回指導に要する業務量等を勘案したうえで、巡回指導を実施する月の前月20日までに月次計画を作成し、運輸局等に報告する。

重大事故等により新たに国の監査対象となった事業者については月次計画における巡回指導の対象から除くこととする。

(3) 月次計画の変更

月次計画に変更が生じた場合は速やかにその旨を地方運輸局等に報告するものとする。

(4) 留意事項

巡回指導対象事業者の決定にあたっては、以下の安全に関する取り組み等を総合的に考慮するものとする。

- ① 過去の事故歴・行政処分歴
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定
- ③ 運輸安全マネジメント評価
- ④ 利用者等からの苦情

⑤ ASV車両の導入状況 等

4. 巡回指導の体制等

(1) 体制

巡回指導は、原則、適正化事業指導員2名1組の体制で、事業者の営業所を直接訪問して実施する。

(2) 頻度

巡回指導は、適正化機関の事業区域内に存する全ての営業所に対し、原則、毎年度1回実施するものとする。(国が監査を実施した又は実施する予定の事業者(継続監視対象事業者)を除く。)

なお、適正化機関の体制が整備されるまでの当面の間は、可能な範囲で巡回指導の実施に努めるものとする。

(3) 頻度の軽減措置

巡回指導の結果、貸切バス事業者安全性評価認定及び運輸安全マネジメント評価等を勘案し、優良であると認められる事業者に対しては巡回指導の頻度を軽減することを可能とする。ただし、頻度軽減は最大で2年間とする。

また、頻度軽減の対象となる事業者の割合は、当面の間は国の継続監視対象事業者数と同程度とする。

5. 巡回指導方法

(1) 実施通知

地方運輸局等は、事前に巡回指導対象事業者に対して適正化機関による巡回指導が実施される旨の通知を行うこととする。

(2) 指導(点検)項目

巡回指導時における指導(点検)項目は別途定める巡回指導マニュアルによる項目とし、指導(点検)項目ごとに巡回指導マニュアルに定める評価基準に基づき「適」又は「否」として判定するものとする。

なお、国の監査において法令違反が確認され、行政処分等を受けた事業者については、当該違反項目に係る改善状況の確認を重点的に行うものとする。

(3) 指導(点検)項目の省略

巡回指導の対象事業者が巡回指導の実施前1年以内に(公社)日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定を受け、当該評価において優良との評価を受けている項目については、巡回指導において指導(点検)を省略することができるものとする。

(4) 改善指導

巡回指導終了時に講評を行うこととし、指導（点検）の結果「否」と判定された項目については、その場で改善を指導するとともに「改善要請書」を交付するものとする。

(5) 改善報告

指導（点検）の結果「否」と判定した項目があった事業者に対し、巡回指導の翌日から起算して原則30日以内に「否」と判定された項目に係る関係書類を提出させることにより、その改善状況を適正化機関に報告するよう指導するものとする。

6. 事業者評価

(1) 事業者評価の分類

巡回指導実施時における「適」あるいは「否」の割合に応じ、下表のとおり評価結果を分類する。

評価結果	A	B	C	D	E
------	---	---	---	---	---

(2) 評価分類の方法

「適」あるいは「否」の判定を行った項目を100として、「適」の占める割合で評価する。

- ① A 「否」が2年連続でないもの
- ② B 「適」の割合が90%以上（Aを除くもの）
- ③ C 「適」の割合が70%以上90%未満
- ④ D 「適」の割合が50%以上70%未満
- ⑤ E 「適」の割合が50%未満又は7.（3）に該当する場合

(3) 評価結果

当面の間、評価結果は巡回指導の傾向分析及び巡回指導の全国的な標準化を図るため等に活用することとし非公表とするが、将来的に公表することを検討する。

7. 運輸局等への報告・通知

(1) 定期報告

巡回指導により法令違反が確認された事業者（速報の対象となる事業者を除く。）であって改善報告を行わない者又は改善報告に未改善事項が確認された者について、改善報告提出期限の属する月の翌月末までに当月分を取りまとめのうえ地方運輸局等に対して報告を行うものとする。

なお、巡回指導により法令違反が確認されなかった者及び改善が完了した者についても同様に報告を行うものとする。

(2) 通知

手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等（旅行サービス手配業者も含む。）に支払う金銭のことをいう。）の支払いにより、届出運賃・料金下限を下回っている事案は、当月分をとりまとめのうえ、翌月10日までに地方運輸局等へ通知する。

（3）速報

次のいずれかに該当する場合は、定期報告によらず直ちに地方運輸局等へ報告を行うものとする。

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれかに該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合